

指定都市 地方分権シンポジウム

「みんなで考えよう地方分権」

1. 日 時 平成21年9月28日(月) 13:00~16:00

2. 場 所 浜離宮朝日ホール

【オープニング】

【主催者挨拶】

矢田立郎神戸市長から開会挨拶

【基調講演】「地方主役の国づくりー議論より実行のときー」

丹羽宇一郎氏(伊藤忠商事株式会社取締役会長・地方分権改革推進委員会委員長)による講演

●官僚組織の「慣性の法則」

なぜ地方分権改革が必要なのだとお話をしておきたいと思います。

分権改革を進めるべきだとか地方主権だとかいう声は広く出ております。なぜなのか。どういうメリットあるいは幸せを住民にもたらすものであろうか、あるいは日本の国家にとって、この分権改革というものはどのような意味を持つのだろうかということをお話しを少し根源に戻ってお話をさせていただく必要があるかと思っています。

日本が近代社会として動き始めたのはまだわずか140年前かと思っています。しかし、考えてみると、この140年間で日本の社会はどれほど激変したのでしょうか。その間にただ1つ変わらないものがある。これが行政なのです。行政というより、この組織で働く官僚の方々の心です。心の持ち方というものが全く変わってない。大体人間というのはそういうもので、我々自身も大した心の変化というのではないわけでありまして。しかしながら、私が接触している限りにおいて、これほど頑迷なものはないと思います。社会がこれだけ激変しているのかかわらず、行政を動かす主人公の官僚の皆さん方がほとんど変わらないということをお話していただければ、これはえらいこっちゃということになるわけです。

最近皆さんも、新政権の発足直前に、過激な言葉を使えば、目に余る狼藉に近い抜け駆け的な天下りを見たと思います。あるいは、平たく言えば、つばだけつけておけばばかり

に、予算をとにかくちょっとでも使おう。そうすればこれを中止することはないだろうと、いうことを期待した行いがありました。これはもう本当に百数十年間何も変わっていないな、この官僚の心というものは、と思いました。この心をどのように変えていくかをまず考えないと、とてもじゃないけど日本は変わらないという思いを強くしているわけであり、ます。

しかしながら官僚の1人1人は、私の接触する限りでは、本当に立派なのです。私は大変優秀な方が多いとも思うのです。しかし組織となると全く別人です。

官僚の皆さん、行政にかかわっている皆さん方は、1人1人は立派だけど、組織というか、先輩、あるいはその周辺の人々が批判を受けないように、彼らへの批判と思われるような行為・行動をしないように現状のままいつまでも維持をする。現状を続ける、慣性の法則というのはそういうことです。世界的に官僚組織というのは慣性の法則が働いて、外部が力を加えない限りその状態が変わらない、これはニュートンの運動法則の第1法則です。真っ直ぐ動いているものは、よほど外部の風が吹いたり、手で押すとかしない限り、これが斜めに動いたり、横に動くということはありません。官僚はまさにニュートンの運動法則の第1法則を、ずっと140年やってきた。これが今の行政のかなりの部分を形成しているわけです。

そういうものに対して国民もほとんど無関心でした。自分たちで権力を奪取するというようなことは考えもしていないということだろうと思うのです。したがって、行政は、すべて無風、不変、心地よく前例で行くのがベストだ。現在の行政には、国民とか住民に対する目線がほとんど欠けているということだろうと思うのです。

誰のために仕事をしているのか。これは国益ではなく、省益、あるいは省の中の局の益、部の益、あるいは部の先輩や人々を守るために仕事をしてきた。すべてがそうでない限り、国家公務員と地方公務員では同じように水をやっても木の育ち方が違うというような全く不可思議な議論はあり得ないと私は最近実感しているわけです。

これは変えなきゃいけない。このまま行ったら、この日本は官僚組織に滅ぼされる。間違いないだろう。社会はこれだけ変化をしています。行政だけがほとんど変えようとしなくて、変わらないというのが地方分権が必要な1つ目の理由です。

●人口減少と国の厳しい財政状況

2つ目の理由は、これは非常に大きな問題ですが、人口減少と大借金国という日本が

抱える課題です。人口減少社会というのは、ただ単に行政の問題だけではなく、日本の経済・社会、あるいは日本国家そのものを大きく転換させる、いや、転換せざるを得ない契機になるだろうということです。この言葉だけですと印象に残らないし、なかなか自覚を持たれないかもしれない。これをもう少し噛み砕いてお話したいと思います。

世界の人口は、今から300～400年を遡って見ると6億人、9億人、16億人になり、現在は67億人ぐらいになっているわけです。このように一貫して世界の人口は増えてきた。その中で経済成長も当然のことながら続いてきたわけです。

さてこれから日本はどうかということですが、団塊の世代の270万人に対し、今年の新成人が133万人、約半分でした。団塊の世代が今60歳とすると、成人が20歳としてこの40年間で出生数は半分になったわけです。今年生まれる人たちは更に少ない105～106万人だと思います。

さてこういう中で日本の経済が成長するかどうか。戦後7,400～7,500万人の日本の人口は1億2,800万人にまで増えましたが、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によりますと、これからの日本は50年間、つまり2005年から2055年までに50年前と同じ、1955年と同じ人口になる。つまり9,000万弱になるだろうと言っているわけです。そこで私がなぜこの話をするかというと、税金はやたら減るぞと言いたいためなのです。

ところがそれを誰も考えないのです。今、地方分権を考える時に言わなきゃいけないのは、国の税金が今後どうなるのだ、ということです。この大借金国で、国の税金が落ち込んだらどうするんだ。ここで本当に無駄を排除して整理をしなかったら日本はもたないということなのです。

それでは、現在の日本の財政はどうなっているか。これはご承知のように、国だけでも850～860兆円という大借金国です。世界を見てもGDPの170%というのは日本だけです。次に多いのがイタリア、最近110～120%ぐらいです。他の欧米諸国は大体60～80%の範囲内にあります。韓国は4割、中国はGDPの2割です。

850兆というけれども、今皆さんは借金慣れしていて、それはおれの時代の問題じゃないと思われるかもしれませんが、これが1,000兆になるのは、5～6年でなると思います。なぜならば今年の歳出は、補正予算を含めて102兆円です。当初は88兆ぐらいでしたが、補正で14兆増えて102兆円になりました。この水準はそのままだと続かないと思いますが、いろんな施策をしているので、来年急にやめるわけには多分いか

ないでしょう。したがって、民主党政権が補正予算の段階から手をつけるというのは正しい方向です。これをそのままにして予算編成したら来年もそれに近い歳出になります。しかし、急に引いたら何が起きるか、人ごとのように楽観はできないと覚悟すべきです。

膨大な借金がある中で、新たに国債を発行する。しかし、それを買う人がいなければ国債は暴落する。国債が暴落したときに何が起こるか。先ず、金利が暴騰するでしょう。暴落すれば国は、お金の手当てがつかなくなる。すると、お金がないので何もできない。金がなくちゃ手足を縛られたようなものです。家庭でお金がなくなったらどうするのですか。子供が病気になっても病院に連れて行けない。自転車が壊れようと買えない。借金ができれば食べてもいけない。

こういうことが私が今一番心配をしていることです。日本は、人口減少と大借金というもので身動きがとれなくなるんじゃないか、と心配しています。

こう考えると、分権というものは、議論をして、これからどうしよう、ああしようっていうものではない。議論はもう十分やってきたじゃないか。総論としては誰も反対しませんよ、そしてこれをやらなきゃいけないということも大体わかっているんです。問題は、いつまでもそんな議論じゃないだろう。一刻も早く風穴を開けて一歩でも前に進まなきゃだめじゃないか、同じ議論を何年やっているんだということです。分権の議論は10年近くやっています。なぜ実行されないか。

それは今まで私が申し上げたように、やっている人たちの気持ちが変わらないからです。やる気のある人たちが、これはやらなきゃいけないと法律にしたとしても、一部の人たちが全部骨抜きにしてしまう。なぜか。省令があります、政令があります、規則をつくる、いろんな附則をつくる。法律を骨抜きにしてしまうので実質何にも動かないのです。

変わりましたか。一般競争入札にしても、あるいは行政のいろんな組織での天下り禁止にしても、何が変わりましたか。予算にしても、今回の補正予算にしても、さっき話したように、つばをつけて早く使ってしまえとか、もういつまでたっても同じことをしている。変わらないのです。

このまま行ったら、法律は立派にできたけど、また省令、政令などいろいろつけて変わらない可能性が大いにあるんです。私が言いたいのは、とにかく蟻の一穴でもいいから穴を開けるということ。そうしない限り、新しい風を吹かせない限り、永遠に分権は進まないだろうと思っているんです。

だから「議論よりも実行のとき」なのです。総論ばかりで100点満点の作文を書いて、

こんなに立派なことを分権委員会が言いましたと言っても、それでどうしたというんだ。何もできない。できないことを、幾ら100点満点の作文を書いてもしようがない。何か結構ぼこぼこ穴が開いているけれど、これができた、という勧告の方がずっといいじゃないか、と思います。といっても我々が穴だらけの勧告をしているということではありません。しかし、実行できることを言わなければいけないんだということを私は強く申し上げたいと思うんです。

●地方分権改革推進委員会「第1次勧告」～近接性と補完性～

今まで地方分権改革推進委員会は一体何をやってきたかということをお話ししたいと思います。

委員会は、1年前の5月28日に第1次勧告を出しました。地方分権においては、近接性と補完性の2つの原則を持っております。つまり住民に近いところで決めて、住民に近いところで行政を実行する。これが近接性の原則です。補完性とは地方にできることは地方にやってもらう。国がごちゃごちゃ言わない、補助金を手段にして地方を金の奴隷にするな。地方にできることを、まず地方でやってもらう。できないことだけ国がやりなさい、というのが補完性の原則です。防衛・外交・通信、そういうものがあるでしょう。国の仕事を全部なくして全部地方に任せるといふわけにいきません。国がやらなきゃいけないことがある。だからそれを実現可能な範囲でまず動かそうじゃないかという提言。これが第1次勧告です。

第1次勧告はこの2つの原則に基づき、くらしづくり分野では幼保一元化の問題、教育・福祉の問題、まちづくり分野では土地利用とか道路、河川の問題を取り上げ、例えば一級河川の管理では、どのように地域に裁量権を持った形で回すか。そしてそのときに予算をどのようにつけていくか。こういうことを1次勧告でやったわけでありまして。

●地方分権改革推進委員会「第2次勧告」～国の出先機関の廃止～

第2次勧告は去年の12月に行いまして、出先機関、全国21万人の国家公務員のうち、8府省15系統については9万6,000人を対象とし、このうち6系統だけ、つまり、沖縄とか通信局とか法務局とか、あるいは森林管理、漁業調整、地方航空については存続をしてもらう。全部一遍にやることは難しいからです。従って、9系統については原則廃止しよう。そして、地方移管などにより出先機関の職員のうち3万5,000人を削

減する。9万6,000人は一気に動かさせません。人間は生きている、血も流れているんです。官僚だってすぐ失業というわけにいかない。

これだけの公務員を動かすとなれば、家庭もあるでしょう、子供の教育の問題もあるでしょう、地域との関係もあるでしょう。それを全部無視して、おまえたち代われって言っても、それは絶対うまくいかないんです。別に優しくするだけが能じゃないですが、やっぱり人間として、官僚の方の人権というものもあるわけですから、生活というものがあるからそれに配慮する必要がある。

だから私は麻生総理にも、当時の鳩山総務大臣にも実行委員会、ないし実行協議会をつくって3年かけて動かしましょう。来年からすぐ、おまえあそこへ行けって言っても、それは無茶というものだ。3年かけて実行する。そして、お金と人をかけてこの動きを監視実行する協議会をつくってください、というお話をしてあります。

今回の分権もそういう形で実行に移していくということを考えるべきである。権力と力を、今度は逆の権力と力で強引にやっつけてしまおうということでは決してうまくいかない。仕事をする人のことや待遇を考えないで権力でそれをやらせる、そしてやらなきゃ罰則、パニッシュだ。これでは、会社の経営もそうですが、絶対にうまくいかない。私はそこについては、配慮を十分すべきだと思っています。このように前の政権には申し上げましたし、前の政権にはそのようにご理解をいただいたというふうに思っております。今回も、近々に原口大臣にもお会いするようになると思いますし、その後すぐ鳩山総理のお時間をいただいて第3次勧告を手渡すことになると思いますので、この点を申し上げたいと考えています。

第2次勧告の中では、9系統について出先機関を原則廃止するとしました。そしてこの3年間の間は、縦割りを止めて、地方振興局という大括りの地域の調整機関というものを設ける。モニタリングを実行できるようにするほかに、地方工務局というものをつくっていく必要があるだろうとしました。

そのほかに義務づけ・枠づけという問題は、1万条項にわたる検討で大変な作業でしたが、4,076項目を地方に移譲するということの検討を勧告したわけではありますが、国からの回答はほとんどゼロです。なぜか。

自分たちがやっている仕事の権力を自ら放棄する人はどこにもいません。官僚だけじゃありません、ほとんどのところがそうです。自分たちが持っている権力を自ら放棄するという人間は少ないんです。回答は予想通りほとんどゼロでした。それにしてもひどいとい

う思いはありますが、今まで申し上げた官僚の慣性の法則からいうと、さもありなんというところであります。

●地方分権改革推進委員会「第3次勧告」～義務づけ・枠づけの見直し実行～

そこで第3次勧告は義務づけ・枠づけの見直しの実行を迫るということで、法律を見直して3つの重点項目の具体的に講ずべき措置ということを提言します。

3つの重要なものと言いましたが、その一つは施設・公物設置管理の基準。分権改革をやって何がいいのか。例えば施設・公物設置管理とありますが、これは保育所、道路、公営住宅が関係してきます。保育所については、屋外遊戯場面積、1人当たり3.3平米以上と書いてあるんです。調理室は必置、必ず置きなさい、とも書いてあります。保育士の資格者は4歳以上の児童30人につき1人以上必要。これらを守らないと補助金が出ない。この基準を地方に任せなさい、という提言です。国の基準を参酌、つまり参考にして、地方の状況に合わせて条例で決めてよろしいというふうに直しましょうということです。これが施設・公物管理基準の義務づけ・枠づけの見直しの一例です。

3項目の2つ目は、国への協議、国の認可など。例えば、特定重要港湾の入港料です。これは港湾法の第44条の2の第2項が関連しています。入港料の設定に対しての国への同意・協議を廃止して、港湾管理者による独自の判断に任せたらどうかと提言しました。

計画等の策定義務、これも3つの重要項目の1つです。これは、農業改良助長法第7条第6項から7項がかかわっている共同農業普及事業というのがある。これも農業普及指導業務については、実施方針の廃止、あるいは任意化とする、大臣への協議を廃止すべきとしました。こんな普及事業にまで大臣が一々協議しなきゃいけないのか。協議といっても実際はほとんど大臣は知らないことだと思うのです。そんなことは地方にできるだけ任せていくべきだ、というのが義務づけ・枠づけの見直しで、鎖で地方を縛ったものを解きほぐしなさい。こういうことを勧告します。

このようなことを892条項について今度は勧告をいたします。これは何としてでもやってもらわなければいかん。これがすべてのスタートです。関連する法律を一括法にして上げる。そして必ず実行していただく。

そうすると何が起きるか。国から地方に仕事に移ります。仕事に移れば人と金を地方に移すということです。国の仕事はかなり地方に移れば、霞ヶ関の国家公務員の人数が減って当然です。そうすれば、それに関係している国会議員の数も衆参両院とも見直すべしと

いう議論がでるかもしれません。そうすることによって各都道府県の議会、あるいは議員をもう少し充実したものにして地方行政の監視の役割を果たして貰う、あるいは条例の幅が広がるわけですから、立法の精神というものを持った議会に変わっていくだろう。こうやって国の形は確実に変わっていく。

しかし、その第一段階は、今申し上げた国が補助金で地方を金の奴隷にして鎖で縛りつけている義務づけ・枠づけの見直しです。膨大な作業の結果、でき上がったものをまず実行に移す。そして、それに応じた財源の移譲の問題を考える。

又、第3次勧告の中では、国と地方の協議の場を法制化することも提言します。

●地方分権改革推進委員会「第4次勧告」～地方税財源の充実～

第4次勧告が税財源の移譲であります。

分権の理念というのは、自治立法権、行政権、財政権を持つ完全自治体にすることです。それは地方政府としての歳出の自主権、歳入の自主権です。歳入の自主権というのは課税自主権であり、起債の自主権なのです。これを担保するものにしなきゃいけない。

これは総論ですから、こんな総論を幾ら聞いても、要するに実行しなきゃ意味がない。総論としてこれに反対する人はほとんどいません。従って私は、この第4次勧告の中で、ぜひ今申し上げたような趣旨を踏まえてやっていきたい。

特に、財政再建問題は、なお審議は重ねますが、地方税比率の引き上げを行ない、国と地方の財源配分を5対5にする。今は6対4になっていますが、少なくとも5対5に持っていくのが現実的な選択かと思えます。4対6にすべき、仕事の割合が4対6だから税の配分も地方6にしろという話がありますけれども、現実的な選択というのは、財源の移譲にしても、多くの法律とかを変えなければいけない、税体系全体を考察しなきゃいけないということを踏まえなければいけない。消費税に関連して、分権委員会は地方消費税の引き上げや消費税の引き上げを考えているが、民主党政権は消費税を引き上げないのだから合わない、という意見も出ているようですが、我々は決してそうは言っていない。税の議論を封殺しちゃいけない。3年程度かけて議論をしてでも、将来の地方と国の財源の配分をどのようにするかというのを考えなければいけない。そのときに全く消費税を抜きにするわけにはいかない、当然のことながら所得税、あるいは法人税も一体として考えていく必要があるということを申し上げているわけであります。

従って第4次勧告については、税財源の問題についても既に、かなりの議論ができてお

りますが、更に精力的にやっていきたいと思っております。

第4次勧告では、地方交付税の改革、あるいは起債の自主権の尊重も考えています。地方債は、結局地方が責任を持たざるを得ないのです。総務大臣の許可が要るとか、あるいは総務省が地方債計画を考えてそれに基づいて発行しているということはありますけど、最後の責任は地方へ来るのです。地方自治体は民間企業と同じように、これで破産ですとはいかない。しかし、破産ということは同じようにあるのです。国は破産しません。国は言わば100%自己資本で国債を発行しているのですから破産はしないのです。しかし地方債は別です。ということを見ると、地方債は財政規律の問題はあるけれども、各地方は破産したときは司法の手にゆだねられることになるのです。それは、夕張も、本当に破産したらそうなるのです。ということを考えて上で、この起債自主権の尊重ということも今度の財源問題の中で考えていきたい。

最後になりましたが、地方自治体や住民の皆さんに私が何を期待するか。住民の皆さんには、地方分権をぜひ自分たちの問題として考えていただきたい。今申し上げたように、地方にできるだけ近いところで決めて、地方の行政をやっていく制度をつくるということが大事でありまして、霞ヶ関の人が机に向かって、地方にはしの上げおろしまで全部指示する今の行政は完全に間違っていることを認識してください。

そして、人口減少と大借金のために日本はもうにっちもさっちも行かなくなっている。だから、地方分権はもう必要とかの段階ではなく、必然的にやらざるを得ないという切実感をぜひ持っていただきたい。と同時に、地方自治体はやはり権力奪取に向かって欲しい。霞ヶ関は、自らは権力を離さないですから、我々分権委員会の後押し、政府の後押しで何としても地方に持っていくんだと頑張ってもらいたい。

今までの行政は、北から南まで全部一律で同じことを強制してきました。さっき言ったように1人3.3平米以上だとか、調理室を設置しろとか、保育士はどうだとか、入居の資格の条件はどうだとか。もう、地方にゆだねたらいいじゃないか。今はダイバーシティ、多様性の時代です。この多様化の時代に北から南までを同じ法律で同じことを縛りつける。こんな愚策はない。生産者の論理から消費者の論理に持っていくべきだということです。

民主主義、自治の三原則というのは、「透明度を高める」、「情報の開示をする」、「住民に説明責任を果たす」です。ガバナンスをはっきりさせた地方自治体制をつくっていかねばいけない。それは、決して住民の皆さんに弓を引くものでもない。今よりもずっと透明度が高く、情報開示とか説明責任とか、いろんな面で私はプラスになるものだ

と思います。

そして自治体の皆さん方には、自分たちがやるんだ、自分たちで行政をやっていくんだ、自分たちの責任だという自立の精神を持ってほしい。地方債にしても借金にしても、国の責任じゃなくて、最後は自分たちのところに来ると認識する。これは改善ではなく、改革です。改革というのは、痛みと血が流れるのです。国民も覚悟して取りかからないと、永遠に地方分権というか、地方自治というものが成り立たない。それが必然であるにもかかわらず成り立たないということは結局今生きている我々の責任なんだということですから、ぜひ住民の皆さんは多大なる関心を持っていただいて、自治の覚悟を決め、決意することをぜひお願いしたい。

私の仕事は、総理を動かすことです。総理を動かさない限り幾ら住民が頑張っても地方分権はできません。この分権が成功するか失敗するか、それは総理の決意と住民の決意です。私はもちろん、分権委員会も申し上げてきたように大変な決意をしてやっているわけであり、政党に関係なく、これは国益であり、住民のためということですので、皆さんにはぜひご協力というより、自らのこととして立ち上がっていただきますようお願いをいたしまして、私の話を終えたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

【パネルディスカッション】「市民にとっての地方分権を考える」

新藤宗幸氏（千葉大学法経学部教授）、坪井ゆづる氏（朝日新聞編集委員・日本自治学会理事）、矢田立郎氏（指定都市市長会会長・神戸市長）、伊藤里絵氏（フリーアナウンサー）によるパネルディスカッション

（１）地方分権が実現すると市民の生活にどんなメリットがあるのか

（新藤氏）

自治体には具体的にバス路線をどういうふうにするのか、あるいは何時から何時までどういう間隔で行くのか、こういう権限がほとんどないのです。交通、自治体の地域の交通政策等抜きに大規模団地を開発するから、いろんな問題が出てくる。そういう意味で言えば分権改革の1つの目玉としてきちんとした地域交通政策を持つ、そういうことが可能になって市民生活の利便の向上が図れる。

分権改革は、道路の一元管理で無駄ゼロという要素もあります。しかしそれ以上に、市民の政治的代表のもとに一元的なまちづくりをすることによって、地域における生活の安

心・安全が確保されます。今のような割拠的な形では我々の安心・安全は守られないんです。

市民生活の安心・安全を確保する。それが最大のメリットだということを我々は認識して、だから分権改革をちゃんとやれということを要求する必要があるんだというふうに思っております。

(2) 国と地方の役割分担や国と生活者との関係はどう変わっていくのか

(坪井氏)

一番のメリットは、私たちが行政に対して文句を言いやすくなることです。具体的には誰に文句を言いやすいかということ、それは我々が住んでいる地域の自治体に言いやすい。つまり分権というのは、国が持っている権限や財源・税源を地方に渡しましょうと言っているわけですから、国から兵庫県なり、神戸市に来て、さらにもっと小さな町や村へも行くという状況になる。そうすると、我々は自分たちが納めている税金がどう使われているのかというのが今よりもずっと見えやすくなるはずなんです。税金の使われ方が見えやすくなれば、この使い方おかしいんじゃないですか、こういうふうに使ってもらえませんかと言いやすい。

(3) なぜ地方自治体は地方分権を求めているのか

(矢田会長)

1つは財源的な面からの背景を言いますと、日本の国の今の地方税制、国の税制というものの大もとは、昭和20年代のシャープ勧告の中で大筋が決まってきて、それ以後この中身はほとんど大きな変化はない。日本の国自体が非常に貧しい時代から高度経済成長に入って、比較的安定的に推移してきたこともあるでしょうけれども、当時この税制ができたときに少子超高齢化社会を誰も考えていません。あの当時の平均寿命が大体50歳ぐらいです。今ですと、女性は86歳、男性で79歳から80歳という時代です。そういった時代において、一番住民サービスを提供しなければならない基礎自治体でもある政令指定都市はほとんどの分野で、実は矛盾が発生するわけです。

(4) 現在の地方分権論議の進捗状況

(坪井氏)

当時、細川さんは熊本市内のバスの停留所を10メートル移そうとすると運輸省の許可が必要なんだという事例を挙げて、こんなふざけたことがあるかというような話をしました。バスの停留所を動かすのに何で国の許可が必要なんだということを起点として分権の旗を振ったんですね。それは非常にわかりやすい事例でした。

そういう形で93年に国会の決議がされ、地方分権が進みだしました。

具体的には、まず95年に地方分権推進法という法律ができます。村山内閣のときでした。それを基に地方分権推進委員会がつくられます。それで5次勧告までやり、99年、小渕内閣で分権一括法が成立します。丹羽さんも先ほど「来年の春までに分権一括法」という言い方をされていましたが、99年にも一度、分権に関する一括法ができていた。国会決議から委員会をつくって、法律までつくるという、いまの丹羽委員会のようなことをやってきたんですね。

小泉さんのときの、いわゆる三位一体改革もその一環です。分権改革の一翼を担ったのですが、中途半端に終わったと私は認定しています。

それで終わらせてはいけないというので、安倍さんが06年に首相になったときに、その年の暮れに地方分権改革推進法をつくりました。07年に分権推進委員会の間に改革という2文字を入れて地方分権改革推進委員会という丹羽さんの委員会が発足して、昨年1次勧告と、2次勧告をしました。

そして多分うまくいけば明後日に、第3次勧告をします。歴史的な経緯をたどると93年以降、分権改革はずっとやってきてはいるのです。

(5) 地方分権が進まない理由

(新藤氏)

私は、分権が進まない理由に各省の官僚機構と族議員、あるいは自民党政治を挙げるのは簡単なんだけれども、戦いとらないところには来ませんよ。そういう意味で言えば、2000年の分権一括法からの流れ、あるいは行動ということ自治体側が、3次勧告が法制化されるということを前提に考えればなおのこと、この10年、もう一度見直してみる

必要性があるんじゃないかなと思っています。

(6) 地方自治体から見た地方分権が進まない理由

(矢田会長)

自分たちの地域の中で合った特性を出しながらサービスを維持をしていく、そしてサービスをまた新たに考えるということの繰り返しをやっていくことが、ひいては自分たちで自分たちのまちのことを考えていくんだという気風が出てくると思います。

民主党の方からお話に出ました、地域主権ですね、地方分権ではなくて地域主権という考え方が、大きな柱としてこれから出てくるのではないかと感じておりますし、また我々も地域主権という考え方がこれからの展望を少し開いていく材料ではないかと。

これに関して今協議の場を地方と国が共通でもってやろうとか、あるいは税財政制度そのものについて諸点から検討を加えていくとか、あるいは今までの権限の義務づけ・枠づけについても、どういうふうに見直すのかというお話もあります。そういうようなことが1つ1つ前へ進んでいくことによって私は自治体側の対応も相当変わっていくと思います。

(7) 今後地方分権はどのように実現するのか、地方分権を進めていく上でのポイント

(新藤氏)

分権改革を行っていく、もういろんな建前論は言い尽くされてきましたよね。このまちを本当に情熱を持ってつくっていくのかという問題なのです。本当にまちへの情熱があったら、国交省・厚労省等のいろんなガイドラインになんか従えないはずなんです。この問題が1つ。

それからもう1つ、もう少し制度論的な話を申し上げると、民主党の政策はこれからだんだん具体化していくから、よくわからないところが今の段階ではあります。

一般財源をきちんと確立するという方向で、民主党が分権をやるんだと言うならば、それはしよせん交付金ではなくて、歳入の自治をきちんと確立する、そういう一般財源の確立だということを自治体は言っていく必要があると思いますね。

問われているのは地方側の熱意と、もう1つは、今のような時代だからこそ制度設計を地方側が一生懸命すると。そうしないとやっぱり私は今後の分権は進まないと思う。特に

今のような一種の変な大衆迎合主義に流されないためにも、地方側が指定都市レベルであれ、あるいは市長会・町村会等々、あるいはその有志であれ、具体的に国地方の財政関係はこういうものであるべきだ、協議機関というのを、法制化するの結構なんだけれども、具体的にこうだと。そういうことを早急に検討し、具体策をどんどん打ち出していかないと、なんかふわっと流れて終わりという感じになりかねないから、そこは会長さんを初め、お願いをしておきたい点であります。

(8) 自治体側から見たあるべき地方分権の姿

(矢田会長)

財源の移譲という中で地方が自主的にやるということが大変重要であると思います。

その中で創意工夫が生まれて、そしてそこからまた新たな英知が出てくることによって国全体の方向にもいい影響を与えていくかも知れませんので、私はそういう点では、このような、やはり取り組みが進むことによって、そういうメリットも一方で出てくるんじゃないかと考えています。

(9) 地方分権を進めていく上での障害

(坪井氏)

障害は山ほどあります。これは繰り返しになるかもしれませんが、私は自治体の覚悟が、まず最初にまだ足りないんだと思うんですね。

要するにお金が今ないわけですよ、全国津々浦々、まあ東京都を除く自治体は。神戸市はかなり裕福な自治体だと思いますが、お金のないところには本当はない。そういうところもちゃんと最低限のセーフティネットの部分、役割は自治体も果たさなければいけないという部分がありますので、お金がない中でどうするんですかというのを今問われているわけですね。要するにお金がちゃんと自治体に渡されるのかどうかが見えないことが不安なのです。だから、国から自治体にちゃんとでこぼこなくお金が渡るシステムをつくらなくちゃいけない。それができたら、ちゃんとやるという覚悟を持ってほしいのです。

(10) 地方分権社会を目指して (まとめ)

(新藤氏)

官僚依存から政治主導が本当に必要なのは、自治体だと思います。確かに知事・市町村長は直接公選で選んでおります。しかし実は長年の日本の集権体制の弊害なのかもしれないけれども、縦割りがどこだってかなりひどいわけです。例えば私がどこかの市長になって、政治任命できる範囲というのはほんの少ししかありませんよね。結局は18才か22才からずっといる職員が支配をしてくる。私はそのことが自治体のいろんな動きを遅らせている要因の1つではないかという気もするんですよ。

本当に分権改革を、自治体こそ政治主導の体制を必要とするという大胆な公務員制度の改革もあってよろしいのではないか、そういうことを視野に入れた分権改革であってほしいと思っています。

(坪井氏)

私は絶対に間違いないことだと思っていることが1つあります。それは分権を進めるために重要なのは議会です。自治体の議会です。

住民が本当に分権を考えてやっていくためには議会をちゃんと機能させなければいけないと考えて行動しなければいけない。議会は、その地域に合った政策・条例をつくっていかなければいけない。そういうことをやっていくために議員を皆さんがきちっと選んでいただくことが必要なのです。住民が非常に重い責任を負わされる時代になるのです。

(矢田会長)

まず私たちが今一番重点に考えなければいけないことは、市民へのサービスです。完全なものにはなかなかできにくい場面もありますけれども、市民の皆さんが安心して安全に暮らしていけるような、素地をつくり続けることが重要です。私は、超少子高齢社会、しかも人口減社会に向かって、生産年齢人口も減る中で私たちがどうすべきか、国全体で考えなければいけません。そこに地方主権としての立場を存分に発揮していく時代ではないかと思っています。